

第8回 人への投資ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和4年9月28日（水）9:30～10:51

2. 場所：中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※ZOOMによる開催

3. 出席者：

（委員）大槻奈那（座長）、中室牧子（座長代理）、菅原晶子、本城慎之介、武井一
浩

（専門委員）宇佐川邦子、工藤勇一、鈴木俊晴、水町勇一郎、森朋子、住田智子、村上文
洋

（事務局）辻次長、岡本次長、黛参事官

（説明者）（文部科学省）

伊藤 学司 文部科学戦略官

古田 和之 高等教育局大学振興課長

中村 真太郎 高等教育局大学振興課課長補佐

4. 議題：

（開会）

1. 大学設置基準・教育課程等に関する特例制度

（閉会）

○黛参事官 若干いらっしゃっていない先生もいらっしゃいますが、時間になりましたので始めたいと思います。

それでは、第8回「規制改革推進会議 人への投資ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。

本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料を御準備いただきますようお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにしていた
だくとともに、発言される際には、ミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかに
ミュートに戻していただくよう御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事
務局より、記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。

ワーキング・グループの構成員につきましては、全員御出席という御連絡をいただい

おります。

本日は、構成員の皆様に加え、武井委員、住田専門委員、村上専門委員が御参加という御連絡をいただいております。

それでは、以後の議事進行につきましては大槻座長にお願いしたいと思います。大槻座長、よろしくお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、議題1「大学設置基準・教育課程等に関する特例制度」について議論したいと思います。

本件につきましては、まず今年6月に閣議決定された実施計画に係る対応状況に関して文部科学省からヒアリングを行いたいと思います。御説明者の方々ですが、文部科学省文部科学戦略官の伊藤学司様、高等教育局大学振興課長の古田和之様、高等教育局大学振興課課長補佐の中村真太郎様にお越しいただいております。

それでは、20分程度で御説明のほど、よろしくお願いいたします。

○文部科学省（伊藤戦略官） おはようございます。文部科学戦略官の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、既にお手元に資料もお配りしてございますが、画面投影もさせていただきます。

まさに規制改革推進会議の人への投資ワーキング・グループで御議論をいただき、私どもの大学設置基準の改正等の状況について、今日、速報で御報告をさせていただき、また、御指導も賜ればと思っております。

ただいま座長のほうからも御紹介をいただきましたけれども、令和4年6月7日に規制改革実施計画の閣議決定をいただきました。委員の皆様、御案内のように、この中でイノベーションの芽を育む大学設置基準等ということで、規制改革の内容として、bとcという関連するもの2つ御提示いただきました。今日直接御説明をさせていただくのはcに関する部分でございます。 「文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる60単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいよう、手続コストを最低限にするとともに、審査結果の予見可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実績を把握し、bに定める検討に活用する」という決定をしたところでございます。

この前段の予見可能性を高める制度設計とするというところまでが、実施時期にございますように、令和4年度に措置をし、後段の、その後、その結果を把握し、bに定める検討に活用するというものを令和5年度以降措置するという内容になっているところでございまして、bでは言わばテスト的な先導的な取組の検証を踏まえて、いわゆるオンライン授業と対面授業の2項対立から脱した質の高い教育を実現するための設置基準全般の見直しについて検討するという2階建てになっているところでございます。

私どもが即座に取り組んだところといたしまして、cの前段部分、令和4年度に措置するといったところについて、この10月1日に大学設置基準の改正を施行するというところで諸々の手続が済みましたので、この御報告をさせていただき、新しい制度を立ち上げていきたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

その内容でございます。教育課程等に係る特例制度ということで、基本的な考え方は上の点線で結んでいるところでございますが、大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげていく。そのために、内部の質保証等の体制が十分機能していることを前提に、特例を認めていくということでございます。

国のほうで一律にこういうものにするとか、新しくこういうものを認めるということではなくて、大学の創意工夫に基づく取組を促進することによって、正直申し上げまして、現在我々が頭の中でこれならばいいねというふうに、要は枠をはめて考えてしまっている取組にウイングを広げるのではなくて、大学の創意工夫で、逆に言えば我々も予想していない新しい取組をどんどん御提案いただいて、その検証を進めることによって、従来、我々がベストだと思っている設置基準を大きくウイングを広げていくことにつなげるということを基本的な考え方にしております。

具体的には、下の実線で囲っているところでございますが、①と②の2つの大きな要件でございます。①教育課程または施設設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うために特に必要があると認められる場合で、大学のほうで先導的な取組を行う。そして、その研究活動等の状況について、自ら行う点検評価、見直しの体制をしっかりと整備していたり、また、その状況を積極的に公表し、教育研究上適切な学生保護をしっかりと行っている、こういうスキームの取組について私どものほうで審査をさせていただいて、特例対象として認めていくという制度を設けていくところでございます。

ただ、特例対象はかなり広範なものにわたっておりまして、下にいろいろな条項を書いておりますが、授業科目の自ら開設、当然大学ですので自分で授業科目を自ら開設するのが原則でございますが、これに対する特例とか、例えば他大学等との単位互換に対する上限などもございます。この規制改革の中で御指摘を強くいただいたところは、第32条第5項の遠隔授業の60単位上限に対する特例でございますが、それ以外の項目も含めて、かなり大学ごとに思い切ったことを提案していただけるような内容にしていきたいというのが全体の制度設計になっているところでございます。

次をお願いします。

この特例制度の申請・認定スキームでございますけれども、まず先導的な取組を行おうとする大学が文部科学省に申請を行っていただく。そして、その確認を私どものいわゆる事務方だけでやるのではなくて、大学分科会の下に設置した有識者会議の中で、認定基準に基づいた確認を審査していただいて、その結果を含めて大学のほうに認定行為をすると

いう基本的なスキームを考えているところでございます。

詳細はまだこれから具体を詰めていかなければいけない点はあると思いますが、基本的にはこのような形で文部科学省の中だけで決めるというよりも、外の有識者会議でしっかり議論をいただきながら、先導的な取組を大いに進めていければと思っております。

次をお願いいたします。

実際に有識者会議で検討していただく内容でございますが、先ほど申しましたように、認定の基準を示しながら御審査をいただくことを考えてございます。1つが機関としての要件、もう一つが取組に係る要件でございます。

取組に係る要件については、当然申請する段階で具体的な内容等を提示していただきますので、その計画書に基づいて審査をしていくということでございます。

認定基準については、詳細なところは今後の設計の部分がございますけれども、基本的には自己点検評価、見直しの体制が十分整備されているか、そして日頃から教育活動の状況が積極的に公表されているかというようなこと、さらには申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていて、高等教育機関として一定のしっかりとした実績なり体制を整えているということなどを機関としての要件とするとともに、先導的な取組に係る要件といたしましては、申請目的や対象、そして教育内容、この取組によるどういった効果を狙っていて、具体的にこういう効果が上がるのではないかと大学のほうで考えている内容についてお示しをいただくということと、大変重要なところとしては、学生に対して適切な配慮のための具体的な措置を大学としてもしっかり考えているということ、さらに終わった後というか、その1年間なりの取組を踏まえて、効果の検証を順次しながら、改善をしていくような体制が取られているかどうか、計画が練られているかどうかということを1つの審査基準とさせていただきたいと思っております。

認定後のスキームについては次のページを御覧いただきたいと思いますが、逐次というよりも年1回、実施状況を大学のほうから御報告いただいて、必要に応じて私どものほうから問題があるのではないかと場合には追加で様々な御質問などもさせていただくことはございますが、日常的には私どものほうに報告が上がって、適切に計画どおり実施されているのであれば、引き続き2年目、3年目もその取組をさらに充実してもらいたいということで進めてまいりますけれども、学生からの声も踏まえて、計画と違うような状況が生じてしまっている、課題が生じてしまっているような場合には、必要に応じ是正を求めていくこともいたしますし、最初の計画と全く違って学生に対する保護などもされていないというような場合、そういったケースはそうないと思っておりますが、認定取消しということも制度的には視野に入れ、その場合には改めて有識者会議のほうにお諮りいただく形になっていきますが、それぞれの大学でそうしたことがないように取り組んでいただくというのが基本的なスタイルで考えているところでございます。

次をお願いいたします。

最後でございますが、10月1日にこの設置基準の改正等が施行されましたら、我々は

速やかに有識者会議を開催し、細かい審査要綱、運営規則、評価項目などについて審議・決定をしていただいて、その後、各大学のほうにその内容をしっかりお伝えし、11月頃には申請の受付を開始していきたいと思っております。年内に申請を受け付けましたら、年明けから早速審査を進めてまいり、第1弾の認定につなげていきたいと思っております。

今回の特例は、実際に上がってくる内容に応じて、非常に大きな大改革なのか、そう大きくはない改革なのかという部分にもよってまいりますが、一般的に私どもが考えているのは、従来の設置基準に当てはまらないような思い切った改革であろうと思っておりますので、その教育内容でこの大学を選んでもらう、入ってもらうという学生が合意をした上でその大学を志望していただくという形が基本だと思っておりますので、第1弾の認定後、各大学のほうで学生に対ししっかり説明をしながら、こういう面白い先行的な取組をやる大学だからぜひ志望してくれということを説明し、御理解をいただいた上で、学生が選んで、入学をしてきて、その授業を受けるという形になっていくと思っておりますので、令和6年4月から学生が入学できるようにするために、速やかに一連の動きを加速して、私どもの審査を迅速に行っていきたいと思っております。

この過程において、最初のページにございますように、手続コストを最低限にするとともに、審査結果の予見可能性を高める制度設計とするということが閣議決定で決められているところでございまして、私どもも詳細な制度の部分について10月以降速やかに有識者会議の意見を聞いて定めていきたいと思っておりますが、この2点はしっかりと念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

同時に、手続コストを最小限にするということで、できる限りオンライン申請も含めて、膨大な資料を提出する設置認可のときのような形で、非常にそのハードルが高いということがないように心がけていきたいと思っておりますし、そうするつもりでもございます。

また、審査結果の予見可能性を高める制度設計とするということもございまして、可能なものについてはしっかり事前に説明をして、できるだけ具体的なものをお示ししていきたいと思っております。

ただ、もう一方で、こういうものが認められるのだよということをあまり具体的に国が示していくと、こういうものしか認めない、もしくは、こういうものを国が誘導しようとしているという形で、冒頭申し上げましたような大学の創意工夫にかえて歯止めをかける面もあるのではないかと考えてはございます。初等・中等教育のほうでは、学習指導要領に対して教育課程特例校という制度があります。これも長く実績のある制度でございますけれども、特例校で新しい取組をしていただき、それが次の指導要領改正につながるということを文部科学省はしてまいりましたけれども、従前は、教育課程特例校は文部科学省のほうでこういう特例ならばいいよというような形を示すことによって、かえてそれ以外の取組を認めないということになってしまったわけでございました。そのこと

があったので、教育課程特例校のほうでも、学校発、教育委員会発の自由な申請という分野というか、そのようなものを認めて、新しい工夫ある取組をどんどん上げてきてもらっているということも少し参考にさせてもらいながら、同じ文科省の中でございますので、私どもは今回、大学では初めての試みではございますけれども、この制度がここで言うところのcの検証結果をしっかりと踏まえた上でbにつながって、最終的には我々の目的も質の高い教育を実現するというところでございますので、これにつながる検討になるような制度にしていきたいと思っております。

なお、文科省の高等教育行政の中ではかつてやってこなかった大胆な取組でもございますので、各大学のほうも、ぱっと基準改正をただけでは少し様子見の大学もあるのではないかと。もちろん既に積極的に御検討いただいている大学もあるとは思いますが、様子見の部分もあろうかと思っておりますので、この内容については私どもの私学関係者を中心に、各大学のほうに積極的に周知をしながら、この活用を御検討いただきたいということのPRに努めてまいりたいと思っております。

冒頭の文部科学省からの説明は以上でございます。御指導のほど、よろしく願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

改めまして、目的とするところは私どもと一にしているかなということを感じた次第です。

それでは、質疑応答に入りたいと思っておりますので、御意見、御質問等がある方は、Zoomの「手を挙げる」機能から挙手をお願いいたします。こちらから御指名いたしますので、それから御発言いただければと思います。

それでは、早速、中室委員からお願いします。

○中室座長代理 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今、座長がおっしゃったように、文科省さんの方向性としては、規制改革推進会議で議論されてきたことと方向性を一にしていると私としても理解をしております。御検討いただいて、どうもありがとうございます。

その一方で、2つだけ確認をさせていただきたいのですが、機関の要件が必要になる理由は何でしょうか。私は必要ないと思うのですが、どうしてこれを設定されているのかを1つ聞かせてください。

もう一つ、手続コストを最低限にするということなのですが、これについて具体的なプロセスというか、それがどうなっているかを教えていただきたいのです。例えば申請書に関しては5枚以内とか、そういう数値目標等々を設けながら、手続コストの削減や審査結果の予見可能性を高める制度設計にするということをやっていないと、次々に手続コストが高くなっていくという事態が生じてしまうのではないかと懸念されますので、ここについて具体的な案がありましたらぜひ教えていただきたいです。

3つ目に審査委員会なのですが、メンバー構成等がどうなる予定なのかというこ

とも、お考えがありましたらぜひお聞きしたいです。私が気にしているのは、審査委員会に多様な専門性が必要だということを考えて、例えば10人とか15人の委員が入ります。そうすると日程調整が大変で、改正されるのが半年に1回ですということになると、大学にかかる手続コストではないけれども、時間がかかるという意味での機会費用がかかって、大学が申請を嫌う可能性もあるのではないかと思うので、審査委員会のメンバー構成や開催の頻度もとても重要だと思っております。御意見をぜひお願いいたします。

○大槻座長 それでは、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（伊藤戦略官） 中室先生、御指導いただきまして、ありがとうございます。

3点御質問をいただきました。

まず、機関要件のところでございます。もちろん機関要件自体を全くなくすべきではないかという御意見も1つの御意見として私どもは拝聴いたしますが、同時に、かつて、これはこれから先の大きな課題かもしれませんが、大学という学生を長期間にわたって預かる機関について、しっかりとした設置の基礎的な要件とか、運営がなされているかどうかということが学生保護の観点からは大変重要なものということで、私どもはこれまで設置の取組を進めてきているところでございます。

今回は、本当に設置基準によらない部分での教育課程の特例を新たに設けるという大変大胆な試みでございますので、従来の取組でしっかりとした教育を実施しているという実績の上で、新たに大胆なことに挑戦をしていきたいというようなことについて、この大学であればできるだろうと。もちろんまず試して駄目だったら、学生にも申し訳ないけれども、あなたたちが選んだのだから我慢してくれという制度設計もあるのかもしれませんが、私どもは、大学についてはそういった制度設計は取り得るべきではないと思っておりますので、最低限しっかりとした基礎があり、実績があるということを確認させていただいた上で、思い切った特例にチャレンジをしていただくということから、要件は設ける必要があるかと考えているところでございます。

もちろん今後、この実施を通じて、様々な課題、また新しい発見が見つかってくる部分があると思いますので、その際には全体の見直しの中で考えていくべきだと思っておりますが、まず機関要件を設けている理由はそうしたものでございます。

次に、手続コストの点でございますが、これは御指摘のとおり、詳細はこれから定める部分がありますが、例えば大学が既にいろいろ公表しているようなデータも紙なりPDFなりどさっと何十ページ、何百ページという形で文科省に提出させるというようなことがもしこれまであったとしたら、そうではなくて、オンライン上でこのURLで公表していただきますということを提示していただくなど、できる限りシンプルなものにして、審査する側は負担があるわけでございますけれども、申請者側の負担をできるだけ少なくしていくような工夫は様々な面でできると思っております。

ページ数についても、今日の時点で何ページということを上上げることはできないのですけれども、冒頭に申し上げましたように、私どもも膨大な申請書類が大学の意欲をそ

ぐということがないようにしなければいけないと思ってございますので、将来、子細な制度設計をする際に、今いただいた御指摘の趣旨も踏まえて検討していきたいと思ってございます。

最後に、有識者会議のメンバーでございますが、人選中でございますけれども、コアとなる委員は10人以内程度で機動的に動けるようにと思ってございまして、分野ごとの専門性がある申請に対し、必要に応じ追加の委員発令なども考えてまいりたいと思ってございますけれども、現在は、この会議もそうでございますが、オンラインでの審査も十分活用ができればと思ってございますので、頻度については、私どももいたずらに審査に時間をかけたり、日程調整に時間をかけたりということがないように、機動的に審査ができるようにしながら、先ほどスケジュールのところでも申し上げましたけれども、速やかに審査、認定をした上で、大学側が学生募集の際にそれを早めに提示できるようにしていくことが大変重要だと思ってございますので、いただいた意見も踏まえて取り組んでまいりたいと思ってございます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

中室委員、いかがですか。

○中室座長代理 今、移動中なので、後で発言させていただきます。

○大槻座長 かしこまりました。では、また後ほどということで、補足で私も教えていただきたいのですが、最初の機関要件のところですが、原則的には全て文科省さんのほうでも確認できる事項ですね。そして、定期的に監視もしている部分だと思うのですが、そういう意味では、認定基準の機関要件のほうは提出は特に必要ないということでしょうか。そうすべきではないかと思うのですが。

○文部科学省（伊藤戦略官） 伊藤でございます。

大学のほうは自分たちで通常にやっていることでございますので、それが負担になることは思ってございませんが、1～2行書いていただくような、大学名を書くのと同じような感覚ではあると思っておりますけれども、負担にならないような形にはしたいと思っております。間違いがあってはいけないので、当然、我々の認識と自己申告との齟齬があれば問題ですが、そこは出してもらえれば、今度我々が審査いたしますけれども、認識の違いが生じないように審査しなければいけないと思います。

○大槻座長 分かりました。内容についてはほかの委員からもあるかと思っておりますのでまた後にしますが、もう一つ、コスト最小化のところなのですが、御指摘いただいたとおり、文科省さんとしてはそういう意図がなくても、恐らく最初の人々がすごく充実したものをつくってしまうと、例えば数十ページ、数百ページとなると、それが前例になって負担が常態化してしまってなかなか申請が増えない懸念等もありますので、普通、レポートだってそうですね。何枚以内という形でやっていると思いますので、この場で何枚以内と約束してくださいとは申し上げませんが、何らかの形でボリューム面についても

制限、目安を設けるような工夫をしていただければと思います。

それでは、次の方を御指名したいと思います。本城委員、お願いします。

○本城委員 よろしくをお願いします。

御説明ありがとうございました。

スライドの1枚目には「イノベーションの芽を育む大学設置基準等」、スライドの2枚目にも「創意工夫に基づく取組を促進し」、と書かれていますので、このところは本当に大事なポイントだと思っています。これから国内の大学の競争というよりも、海外の大学との競争というような形で、高校生もどんどん国内の大学に行くよりも海外にというふうに目を向けていますので、本当に国内の大学がイノベーションをしっかりと育てていく、創意工夫に基づく取組をどんどんやっていく環境を整えることはとても大事です。

そういった点でいきますと、創意工夫やイノベーションは最初の段階では批判されて、世の中に受け入れられないことのほうが多いです。爆発的なイノベーションはなかなかたくさんの人には理解されなくても、着実に大学で言うと学生からは評価されると思いますし、思いもよらないことを起こすには、スタートでブレーキをかけないことがとても大事です。

そういった点で言うと、私自身は機関としての要件も先導的な取組に関する要件もなくすということ、希望があればどこでもスタートできる状態にできればいいのではないのでしょうか。

スライドの1枚目にありますように、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするというのではなくて、要件を満たしていれば特例制度の活用の継続が認められるようにするというふうに変えていながら、やったことの評価をしっかりとしていくということで、2年目は認めませんよとか、3年目は認めませんよというように事後チェックを働かせるという流れに変えていけないのでしょうか。

いわゆるビジネスの世界でも、正直言ってビジネスコンテストの出場者からは大きなイノベーションは生まれていないなと思っています。事前審査ということをして、ありきたりのつまらない先導的な取組しか出ないのではないかと考えていますので、ぜひこのところはもっと思い切った形で、スタートにブレーキをかけないという方向にかじを切っていただきたいです。

もう一つ、学生の保護というのはとても大事だと思います。ただ、今の高校生たち、大学生たちは、情報収集能力は私たちの頃から比べて格段に上がっていて、大学の説明会も最近はオンラインが多いですけれども、それを比較して、どこの大学のオンラインの説明は素晴らしいとか、どこはつまらなかったという情報の交流もしています。

そういった点で言うと、学生の保護を先導的な取組、イノベーションを生むような取組をすることのチェックですのではなくて、ちゃんと情報開示をしているということでチェックするとしたらいかがでしょうか。

繰り返しになりますけれども、本当にやった結果に対して評価するような仕組みに変え

ていただけるよう、御検討していただきたいです。

以上になります。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（伊藤戦略官） 本城委員、ありがとうございます。

本城委員におかれましても、産業界での経験も踏まえつつ、風越学園のほうで本当に思い切った取組を初等・中等教育で進めていただいていること、私も大変すばらしい取組ということで、いつも勉強させていただいてございます。

今、御指摘をいただいた点、大きな考え方として私も全く同意をさせていただきますし、障壁も全くございません。

もう一方で、今回制度に大きな穴を開ける取組でございまして、これをやってみて、ある種、できるのではないかと、面白いことが生まれてきているのではないかと、もしくは今、最後に委員がおっしゃったような高校生の情報収集能力というものでしっかりとした選別がなされていて、その被害も出ていないのではないかとということがあれば、これは面白い取組が一般化していくという形の中で、先ほどの閣議決定でいきますとbのほう、つまり設置基準の全般の一般ルールの見直しにつながってくるものではないかと思っております。

ただ、他方、それぞれの創意工夫、大学の力を信じたいと思っておりますけれども、大きな制度にいきなり穴を開けて、駄目だったら駄目でいいのではないかと。高校生は情報収集能力があるよということは、過去の高等教育行政の取組、設置認可の中でも、必ずしもそこまで私どもは自信を持って言えない部分ではございます。少子化の中で、既存の大学も含めてでございますけれども、大学が潰れていく、自然淘汰されていく時代になってきておりますので、その点ではこの新しい取組に対して、しっかりとした、少なくとも学生を最低限4年間サポートするところの確認もさせていただきながら、今おっしゃったような未来が来るということは、むしろこの取組が成功だったというあかしになるのではないかと思いますけれども、そこにつなげていくための大きな実証研究ではないかと思っております。

考え方については私どもも十分理解をした上で、そうしたものにつながるような制度の運用に努めてまいりたいと思っております。

お答えになっていなくてすみません。防御的な説明で大変恐縮でございますが、そういう観点でこの制度をつくらせていただいているところでございます。

○大槻座長 本城委員、いかがですか。

○本城委員 ありがとうございます。

恐らく審査をなくしたとしても、60単位以上オンラインでという形になる大学は増えると思っておりますけれども、全ての単位をオンラインでというところはあるか出ないか微妙なところでしょう。出たとしても本当に1～2校だなと思っております。そういったところに

対して学生をどうやって保護するかという点で言うと、学生はそこまでそれを望むのか望まないかというところで判断していくでしょうし、例えば1年生から4年生まで、1年生から6年生まで60単位の制限をなくすというやり方ではなくて、2024年度の入学者からは80単位やりますよとか、そういったやり方もあるのかなと思いますので、少しブレーキが必要だとしても、スタートに思い切りブレーキをかけないような形で、もう一度いろいろと見直していただきたいです。

以上です。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○文部科学省（伊藤戦略官） 今の御指摘でございますが、まさに私どもも既に入学している学生は今の条件で希望してきている部分もございますので、勝手に途中段階で変更するという事は基本的にはないし、やるべきではないと思ってございますが、まず2024年度の入学者からこれでいくのだというような計画を出していただいて、それに対してゴーサインをさせていただいて実施をしていくということで、それが4年間の計画ではありますけれども、順次2025年、26年、27年も、うまくいっているのであればそれがずっと進んでいくと思いますし、途中で計画の修正が必要であれば、また御申請なりをいただくこともあろうかと思っておりますけれども、まず最初にブレーキをかけるのではなくて、入ってもらって、やって、まずかったら直していくという基本的な理念はまさに御指摘をいただいたとおりでございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

補足で1点なのですが、そうすると、これから時間もない中ですが、初年度はすごく大事ですよ。どのようなところがどれくらい来るのかと。その意味で、先ほど伊藤様からも御説明いただきましたけれども、様子見が多いかもしれないので、これから周知、PR等を図っていくと。文科省さんからも問い合わせたりということだったのですが、11月から申込みの受付で、最初の審査が1月だとすると、年内に幾つか来てほしいというところだと思うのですが、いかがですか。もう既に問合せとかはあるのでしょうか。状況を教えていただけますか。

○文部科学省（伊藤戦略官） 関心は持たれておるとは思います。関係者のほうで問合せというか、どんなふうになっていくのかというのは関心を持って見ていただいていると思っております。ただ、それが具体の申請につながるかどうかはまだこれからということと、大変申し訳ないながら、我々はかなり大急ぎで設置基準の改正まで持ってきたわけでございますが、この10月により詳細な制度設計の部分で、先ほど申しましたような詰めの部分をした上で大学に改めてお示ししますので、今、大学はそれを待っているのかなと思ってございます。

なお、11月、12月に来てもらえればと思ってございますが、もし出だしが悪いようであれば、我々もそここのところは柔軟に考えて、せっかく制度をつくったのに全く利用され

ないということがないようにすることが制度をつくった側の責任でもあるかと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

そうだとすると、今の時点でも、ある程度大学側の意見、こうだったらいいと思っ
ているといったようなソフトなコミュニケーションは始められていらっしゃると思
いますけれども、ぜひそうした意見を取り入れていただきたいなと思います。あり
がとうございます。

それでは、次の方を御指名させていただきたいと思います。村上委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。

文部科学省においては、迅速に御検討を進めていただき、ありがとうございます。

私が言おうとしたことは、ほとんど本城さんに言われてしまったのですが、まず機
関としての要件に関しては、通常の大学の設置等の際に文科省が把握しており、
今回の緩和で新たに追加すべき要件はないので、これは不要です。

今回の件は、入り口（申請時）で絞るのではなく、1年後、2年後、3年後の評
価で判断すべきで、申請が来たものは原則全て認めるという方針にすべきです。
申請のときに提出する資料も、新たに作成するのではなく、各大学がそれぞれつ
くっている事業改革計画等を出させればよいと思います。ただ、文科省として
は、学生への配慮に関する事項だけは別途提出させてもいいと思います。

審査委員会は、授業の改革計画で、もし抜け落ちている点があれば、アドバイ
スをしてあげて、原則全部認めればいい。大切なのは、1年後、2年後、3年
後に各大学が提出する、実施した結果の評価や課題、改善案をきちんと評価し
て、2年後、3年後も続けていかどうかの判断や、続ける場合の条件を示すこ
とです。審査委員会の役割は、事後評価ではないかと思えます。

また、文科省としても、各大学から出てきた実施結果を集めて分析して、新
たな大学教育の在り方を検討し、世の中に提示していけばいいのではないかと
思います。

ポイントは大学の自主性と、学生に選択肢を与えるという点です。入り口
は原則絞らないという前提に変更していただくことを、強くお願いしたいと
思います。

私からは以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省（伊藤戦略官） 村上先生、ありがとうございます。

御指摘は審査のありようの部分になってまいりますので、実際に申請書が出
てきて、審査した結果、全部取っていくということもあれば、あまりにも申
請内容が稚拙であったりひどい内容であるということであれば、それは審
査の結果、駄目なこともあるというのは先生も御指摘のとおりでございま
す。まさにありようの部分だと思っておりますので、申請書が出てきた段
階でなければ何とも言えない、原則がどっちなのかというのは、申請

書の内容次第なのかなとは思ってございます。

ただ、基本的にはおっしゃったように、今回の制度としては大学が自らしっかりとした点検評価を行っていくことをビルトインしているか、情報をしっかり公開、開示しているのか、学生に対する保護という観点で、どういう計画を練っているのかということのを要件とさせていただいておりますので、この辺りの要件がしっかり確認をされれば、今、御指摘のような形の運用になっていくのではないかと考えてございますが、実際の審査についてはもちろんこれからでございますので、今いただいた意見も踏まえて、詳細の制度設計に取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

審査ではなく、アドバイスでもいいと思います。審査だと、審査基準や評価基準などが必要になりますが、現在の評価基準案は抽象的で、大学側が応募をちゅうちょしてしまうおそれがあります。原則全て認めることとし、直すべき点があれば、審査委員からアドバイスをもらえるので、それを参考に対応してくださいというように、根本的な考え方を変えたほうがいいと思います。

今日、この場ですぐ結論は出ないと思いますが、このように基本的な姿勢を変えていただくことをお願いします。

ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

村上委員の件の関連なのですけれども、スケジュール案をいただいておりますが、審査をした後に、例えば1回目で今、御指摘いただいたようにちょっと稚拙なところや書き足りないところがあったら、ここが不足ですよということをコメントして、二次審査、三次審査等の復活戦はあり得るのですね。通常の大学設置等と一緒に方式だと思っております。

○文部科学省（伊藤戦略官） 初めてのことでですから、当然そこもこれから制度設計していくのですが、今、座長がおっしゃったような形を基本に考えておりますので、ここが欠けていたからもう1年間は駄目だなんていうことを言う気は全く考えてございませんし、そこはアドバイスをしながら補強していただくという形で、取組が前に進むようにしていきたいと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

最初にもおっしゃっていただいたとおり、大学の創意工夫をより拡充するような改革、しかも御指摘いただいたとおり今までにない改革につながる可能性があるということなので、最終的には大学の創意工夫がより制約なく生かせるような形が重要だと思います。今のところは申請という形であっても、実態的にはアドバイスを経て、一次、二次で最終的によりよいものがお互いに出来上がっていくというのがいいかと思っておりますし、その先にあるものは申請ではなくて、もしかしたら届出といった形もあり得るという方向性であればいいかなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、工藤委員、お願いします。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

もう皆さんがお話をしてしまったので、私からは文科省の規制改革への根本的な考え方とか姿勢について、改めてお話を聞かせていただきたいと思うのです。

なぜこういった規制改革が要求されるのかといった本質的な問題を考えれば、例えば日本社会の申告のデジタル化の後れとか、それに伴って労働生産性が全く上がらないとか、そういった背景があって、大学も変わる必要があるという要求があるのだと思うのです。

ただ、特例という形で進めていくことになる、特例を受ける大学に負荷がかかって、やりたがらないのではないかと思うのです。日本社会の構造的な問題にも関わる問題だと思うのですけれども、文科省さんとして、既存の大学をもっと変化させていくための方策、余計な規制を取り払ってむしろ既存の大学が変化できるような仕掛け、または余計な規制を取り払って競争が激しくなって既存の大学が変わらざるを得ないようなものをつくるのか、そういった文科省さんの姿勢が必要なのではないかと思うのです。

例えば有識者会議の問題も、先ほど御説明いただいたときに、文科省内部で決めることではなくて、有識者の方々の御意見を聞いて決めていくということになるわけですけれども、人口減少や少子化の問題はとても深刻で既存の大学は少しでも延命作業したいというのは、当たり前だと思うのです。そうすると、有識者会議で決まっていくことは、文科省さんが今後進めていきたい方向とは真逆の御意見が出る可能性は十分にあると思うのです。ですから、改めてお話を聞きたいのは、文科省さんとして積極的に規制改革をすべきだと考えているのか、規制改革をすべきではないと考えているのか、そういった根本的な問題だと思うのですけれども、その辺だけ改めてお話を聞かせていただければと思います。

○文部科学省（伊藤戦略官） 工藤委員、ありがとうございます。

非常に大きな御質問でございまして、もちろん二項対立だけではなくて、ゼロかイチかという世界ではないと思っております、私どももそれは従来の全ての行政分野に共通して言えることだと思いますが、規制を作りたいから規制を作っているわけではなくて、ある程度制度を守らなければいけない対象がいる、もしくは質を一定水準保たなければならぬ、そのために最低限の基準とは何かという観点で一つ一つ見直していくわけございまして、その基準は時代に応じて絶えず変わっていくわけございまして、一度基準を変えたからびくともさせないというような発想には当然立っていない。様々な分野で、その観点で行政は進めてございます。

今回も、この規制改革推進会議のほうでの文脈で頂いた御指摘は、まさに規制改革という観点で御指摘を頂いておりますので、私の説明もそういう説明を中心にさせていただきましたが、もう一方で、中教審の大学分科会の中でも、今後の大学教育の在り方、未来の教育の在り方という観点でもきっちり御議論もいただきました。その中で、中教審大学分科会の質保証システム部会というところで、今年3月にもまさに今回の制度を設けるに当たっての方向性は出していただきました。先導性、先進性の確保で、いかに制度の柔軟性

を向上させていくのかという観点で、この特例制度が必要であるという御提言もいただいたところでございます。

長くなって恐縮でございますが、中教審大学分科会は大学人が多いのも事実でございますが、当然大学人だけで議論しているわけではございませんで、企業の方、幅広い分野の方々にもお集まりいただきながら、開かれた質保証システムをずっと大きなテーマとして御議論いただいておりますので、今は少なくとも私ども文部科学省が考えている規制の見直しの方向と、中教審大学分科会の先生方の考えは、大きな方向性として一致していると私は思っております。

先ほども申し上げましたけれども、規制を守るための規制だとか、そういうことで頑張るのではなくて、この時代の変化を踏まえて、守らなければいけないものは何か、そして大いに変えるためにはどういう制度にしていくのかというのが哲学の理念だと思ってございますので、この制度はそういう位置づけにさせていただきたいと思っております。

一方、今、私がこういう説明をしていますけれども、実際に有識者会議で審査するときには全く違う、真逆の方向性で審査をしたらどうするのだというような部分については、もちろん今後の課題としてあるのかもしれませんが、そこは私どもがしっかり今回の制度改正の趣旨を御説明をし、また、今日いただいた意見なども踏まえて、しっかり有識者会議の検討の中でもこの制度をいかに生かしていくのかという観点から御審査をお願いしていくということで、方向性としては担保していきたいと思っております。

御指摘の点について十分踏まえて、今後進めたいと思っております。ありがとうございます。

○大槻座長 工藤委員、いかがですか。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

有識者会議のメンバーがもう決まっているのかどうかちょっと分からないのですけれども、声の大きさとか、それから声の多い少ないとかではなくて、文科省さんとしてやるべきことが、例えばその有識者の中から反対意見が出ようとも、玉虫色に決着するのではなくて、強いリーダーシップを持って進める方向に向けてほしいなと思っております。よろしくをお願いします。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、森委員、お願いします。

○森専門委員 ありがとうございます。森でございます。

まずは真摯に取り組んでいただいているなという印象がでございます。

また、2ページにございますように、今、私どもが話題にしております第32条第5項のみならず、いろいろなもので規制緩和が対象になるということなので、私も大学人として今から何かできるのかなということをおくわくはしております。

ただ、その中で、私は同じく大学人として少し戦略的なことを考えているのですが、18歳人口がどんどん減っていく中で、いつも私は思っているのですけれども、やはり日

本は進学率が低いのです。高等教育進学率は50%強ですね。OECDですと60%平均になっている中で、人口が減っていくのだけれども、大学にもっともっと行きたいと思う若者を増やせるのかなということをいつも考えています。

そういう意味では、もっともって現代にマッチしたものがあれば若者に響くのだらうというところで、今回のcは既存の大学を変えていこうという御提案だと考えておまして、これは非常によい取組だと思一方で、bの新規参入のところを変えていかなければいけないのではないかと思います。

なぜかと申し上げますと、大学はなかなか守りに入っておりますので、今はこんな自由なことができるよと教えていただいたとしても、どれだけ手が挙がるのかなというところは私も多少不安なところです。

そして、今回のこれは、私としましてはまた大学改革の大きなステージが開かれたなと思っているのは、これまで競争的資金といったようなもので、ある意味あめを用意して改革を促すという形になっていました。それが大学の自主性というところを大変尊重されたよい取組だと思っております。これには当然ながらあめがございませんので、必要などころに取り組んでいくということであれば、先ほど皆様がおっしゃったように、あめがないので、つまり税金を投与しませんので、先ほどの機関としての要件とか、いろいろな要件に関しては要らないかなと思っております。

本学のことで大変恐縮ですけれども、私も改革するためにこの大学に着任させていただいたけれども、負の遺産があるので、どうしてもこういうものには応募できない。そうすると、やはり改革が進まないということになりますと、私どものような大学では負の連鎖が始まってしまうということですので、先ほど先生方がおっしゃっているような形で、アフターケアをしっかりとすることを条件に、できるだけ緩和をしていく。特に機関としての要件は全部過去形で書いてあることなので、過去のことでなくて、ネタで勝負するような形のほうがいいのではないかなと思っております。

先ほど先導的な取組に関する条件もなくしたらどうかという御提案はあったとは思いますが、私にはそれには違う意見で、これまでもいろいろな申請の審査もさせていただいている中で、やはりとんでもないものも出てくる。これでは学生保護の観点から到底難しいだろうというものも出てまいりますので、教育学的に言えば、目標、方法、評価の一体化ということで、どのような人材を育てたいからこういうことをするのだ、これが重要だと思うのです。ですので、どのような人材を育てていくということにマッチしているかどうかぐらいは見てもいいのではないかと思います。

あと、先ほどの認定後のスキームのところ、5ページになります。最悪の場合、認定の取消もあり得るということは当然あっていいと思うのですけれども、よく私どもが大学で非常に困っているのは、入学時の制約をそのまま卒業時まで持っていくので、旧カリ、新カリ、新々カリ、いろいろなものが煩雑になってしまうと、大学としても非常に嫌いますので、学生保護の観点は非常に重要なのですけれども、この辺も自由にというか、ある

程度融通が利いたらカリキュラムが複雑にならなくていいのではないかと思います。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省（伊藤戦略官） 森委員、ありがとうございます。

御指摘の点の中で、当然日本の大学進学率をもう一段高めるべきではないか、その施策を考えるべきではないか、魅力ある大学に取り組むべきではないかというのは、文科省もそのように考えてございます。

もう一方、実は所得との関連でいきますと、8割、一定の所得層以上は進学率が80%まで上がっていて、全体としては低所得者世帯のところ非常に低いことによって平均値が下がっているということもございまして、これは高等教育行政全体として、いわゆる低所得者層への授業料減免や奨学金制度なども相まって行わなければいけないと思っておりますが、同時に大学の魅力を高めて、競争で海外の大学でなく日本の大学を選んでもらう。これは日本の高校生だけではなくて、世界の留学生を呼び込むという観点でも必要だと思っておりますし、同時に、例えば海外の大学などに行きたいけれどもお金の関係ですぐに行けないところが、今回の特例制度を使って海外の大学とのオンラインの単位互換などを大幅に導入するというようなことができるようになってまいりますので、海外に行かなくても日本でそういう経験ができるのであれば、日本の大学を選ぼうというような選択肢につながるということも今回の特例の中で考えられるのかなと。これはオンラインだけではなくて、先ほど言った大学の単位互換の上限なども見直すことが可能になることをセットで打ち出しております。

一方で、競争的資金、アメ的なものだったけれども、今回は規制緩和という形で実践を重んじているということなので、ある程度自由にといいところもあるのですが、もう一方で、今回のような先導的な取組であっても、大学の取組については、いわゆる公金である私学助成や運営費交付金といったもので、公の税金でサポートしていくという部分もございまして、民間企業が自分たちのお金だけで動いているということでは世の中の理解が得られない部分もあろうかと思っております。そういう意味では、一定のちゃんとした仕組み、もしくは質の保証というものについて考えた上で取り組むのだということも確認、審査はしなければいけないのかなと思っております。

旧カリ、新カリ、新々カリ、この辺はこれから大学が悩まれるところだと思いますけれども、例えばオンラインの話でいけば、60単位という上限を特例的に認めていくという形になりますが、既存の授業の中でもオンラインと対面をある程度コンビに、かなりオンラインの要素を含めても単位認定が可能であるということもございまして、1年次に何を取って、2年次に何を取ってという形で、オンラインだけの授業も、新しい制度に入る前の2年生以上の方が選択をしても、しっかり当初の目的を達成できるようなものにしていくというところ、もちろんそれは大学の中でカリキュラムをつくらなければいけない部

分は大変かもしれませんが、制度的には十分可能ではないかと思っておりますので、また具体の個別の大学からの御相談があれば、私どもも適切にサポートさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○大槻座長 森委員、いかがですか。

○森専門委員 ありがとうございます。

納得する部分もあるのですけれども、今の伊藤様のお話の中で、文科省はトップの大学を見ておられるなという印象はすごくあります。800ぐらい大学がある中の偏差値が50以下は600ぐらいの大学なのです。中間層ですので、そこを上げていかないと大学の進学率は上がってこないと私自身は思っておりますので、またどこかでお話ができたらなと思っております。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ちなみに先ほど来の機関要件のところ、1点補足で御質問なのですけれども、そうしますと新設大学はどうされるのでしょうか。

○文部科学省（伊藤戦略官） 新設大学は、まさにこれまで全く大学としての実績、基礎がございませんので、まずは一般ルールで一定の実績を残していただいた上で、特例として先導的なものに取り組んでいただきたいというのがまさに今回の制度の改正の趣旨でございますし、規制改革の実施計画で規定された趣旨だと私どもは認識しております。

もう一方で、既存の大学の中で新しく学部をつくって、その学部はこれを思い切って導入したいというようなものは、機関のほうはもう要件はクリアしておりますので、そういう思い切ったチャレンジも制度としては可能にさせていただきたいと思っております。

○大槻座長 実施計画の中で、新設の大学は先駆的・先導的なことがやりづらいような趣旨は入れたつもりは全くないです。ですので、そうすると新設の大学は5年経たないとできないということですね。該当項目を見ると、この特例には応募できないと読めます。そういう理解でいいですか。

○文部科学省（伊藤戦略官） 今の説明は私が悪かったかもしれませんが、あくまでいわゆる新しい大学が一般ルールで入ってくる時の設置基準は当然あるわけでございますが、その設置基準自体を緩めるということが第1段階ではなくて、これは第2段階に検討すべきものであるということで、そういう意味で言ったということが1つです。

もう一点、そこは幾つかの考え方があろうかと思っておりますけれども、新たに大学を設置された方々は苦勞されていると思うのですが、新しい大学をゼロから築いて、つくっていくことに関しては、様々な大きな問題があって、当初計画したものと状況が違う中で、変な話ですが、最低基準を満たすだけでもかなり大変な面も正直ございます。そのような面で、そここのところは安定的にクリアして、学生に対する質保証もしくは学生保護という観点がしっかりできるからこそ、新たな大胆なチャレンジに進んでもらうということが、私どもが今回の制度設計で考えているところでございますので、まずはこれでスタートさせていただきながら、これが一般則になれば一般則が変わってきますから、入る段階から

適用されていく形になると思っております。

○大槻座長 ただ、私も一部大学設置等のプロセスを学ばせていただいていますけれども、当初から相当先駆的な大学もありますよね。そういうところがそもそも設置の申請の時点で御指摘いただいたような様々な要件を一生懸命満たして、認められましたというのであれば、途中からの大学と機関としての要件でそこまで遜色があると思えないのですけれども、なぜ5年も待たなければいけないのでしょうか。せめてこの機関要件を短くするとかはできないのでしょうか。

○文部科学省（伊藤戦略官） 例えば私学助成のルールでもそうなのですが、我々は公的な機関としての責任、大学の責任という部分をまずしっかり果たしてもらっているかどうかを確認の上で、様々なサポートもさせていただくというのが基本的な私どもの発想でございます。

チャレンジングな取組を5年ではなくて3年目ぐらいから認めるべきではないかというような御意見もあるのだと思います。今まさにおっしゃっていただいたようなこともあるかと思いますが、まずはここでまさに教育課程の特例という形で穴を開けつつ、そもそも大学設置の在り方みたいな話についてはより大きな話として、課題としてあるのかなと思ってございますけれども、まずここで新しい試みを1つでも2つでも多く生んでいくようなことに取り組んでいきたいというのが、現時点での私どもの考えでございます。

○大槻座長 かしこまりました。では、その穴をなるべく早く大きくしていただきたいと思いますところだと思います。

それでは、続きまして、村上委員、お願いします。

○村上専門委員 ありがとうございます。

私は、そもそも機関要件は不要だと思っています。今、大槻座長がおっしゃったように、過去5年の実績を評価するというのはナンセンスで、この5年が書いてあるだけで、文科省は本気でやる気がないのではないかと、すごく懸念しています。

さきほど聞き忘れたのですが、申請は学部単位でいいのか、大学全体で申請なのかを明確にしておく必要があります。

その上で、文科省として、この特例を活用した大学の数、目標値を定めていただきたいと思います。大学単位であれば例えば800のうち100とか、学部単位であれば1,000とか、そこにもし到達できなかったのであれば、文科省として、一生懸命営業をかけて、あるいは制度を見直して、その目標値をクリアするように努力していただくと必要があります。文科省が主体的に動くためにも、ぜひ目標値を定めていただきたいと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省（伊藤戦略官） まず、最初の御質問の学部単位か全学単位かということなのですが、当然学部単位でも結構でございますし、学科単位でも結構でございますし、学

部の中のコースなりでもいいと思ってございます。大事なのは、学生に対して、このコースなりはこういうふうにやっていくのだよということを事前にお示した上で、それで承知で入ってきていると。入ってみて違うではないかと。自分はキャンパスに通いたかったのに、全然行けないではないかということが、実は今のコロナの中で、特例の中ではございますけれども、たくさんの声も届いているところなのですが、今おっしゃったように学部とか大学というのはそれぞれの大学のお考えで組んでいただければと思ってございます。

もう一つ、後段の部分の目標値でございますけれども、まずやってみないと我々もどの程度これが利用されるのかという部分が分かりません。変な話ですが、大学がかくあるべしということ、文科省が数を決めて、勝手にこうならないから大学が積極的ではないからけしからんのだということの評価と表裏一体になってしまうと思ってございますので、そうではなくて、もし数が進んでいないのであれば、我々は制度をつくったのにうまく活用しない理由は何かということ、反省しなければいけないと思っておりますけれども、数ありきで幾つになったからということよりも、数の大小も大事ですが、インパクトのあるいい取組が出てくることによって、まさに先導という趣旨を踏まえて、後に続くようなものということが大事なかなと思ってございます。

ただし、この特例制度を活用する大学が何大学認定されましたとか、そのようなものは当然我々は発表していきますので、数が少なければ、文科省は何をやっているのだというお叱りはいただくとお思いますし、先ほど申しましたように、大学側にまた声を聞いて、なぜ活用されなかったのですかと、何がネックになったのですかとかということ、聞きながら、改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

○村上専門委員 制度をつくってからマーケティングするのではなく、制度をつくる前にマーケティングすべきです。これでいけば幾つぐらいはいけそうだという見通しは、制度をつくる前に立てておくべきです。数を決めることと縛りをつけることは全く別なので、目標値はぜひ立ててください。よろしくお願ひします。

○大槻座長 文科省さん、いかがですか。

○文部科学省（伊藤戦略官） 制度をつくったというか、今、取りあえず大きな設置基準の改正という穴を開けるということは決定をしたところでございまして、これから詳細の部分を早急に詰めていく中で、大学側のニーズも聞きながら、目標値というのは、数値が独り歩きをしていくということで、かえって目標値に達しなければ文科省が悪いのか、だから既存の大学は積極的ではなくて駄目なのだという評価になってしまうのかという面もあるかと思っておりますけれども、御趣旨は踏まえて我々もできる限り活用される制度にしていきたいと思っております。

○村上専門委員 目標値はぜひつくってください。

○大槻座長 フォローアップとして、我々もずっと見ていかせていただくつもりですが、

御指摘いただいたとおり非常に重要な改革だと思っておりますので、その中で申請数、それから承認数もちろんですが、承認をしなかったケースについても、名前は特定しない形で結構ですけれども、ぜひ教えてください。なぜそこが駄目だったのかということも教えていただければと思います。

○文部科学省（伊藤戦略官） 分かりました。そこは当然、不利益情報になりますので、大学名は出さない中で、もしくは大学名が特定されるようにならない中で、どんな事例があって、それは逆に言うと、こういう点が駄目だったから駄目なのだよというのを共有することが、ほかの大学の今後の取組の参考にもなると思っておりますので、そこは考えていきたいと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

文科省さんには精力的に制度設計に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

現時点での文科省さんからの説明に関しては、論点がもう出尽くしてきていると思うので、もう少し具体的になったところで、確定する前に説明をいただきたいというのがまずお願いです。

コメントですが、教育のイノベーションという意味では、先ほど村上委員などからも発言がありましたが、許認可ではなく申請主義とし、事後評価、アウトカム評価を徹底してやること。また、学生や保護者への最大のセーフティーネットは情報公開、説明責任の徹底をしていくことが基本の考え方としてイノベーションをしていかないと、新しい制度はできないと思います。

情報公開の徹底という点では、ユーザーから見て分かりやすい、選択しやすい情報公開の徹底はまだまだ工夫の余地はあると思います。また、文科省がすべきことはアウトカム評価、事後評価。先ほどから伊藤戦略官がおっしゃっているような大学の価値向上や質の向上のために必要な評価基準です。

また、制度設計の前にマーケティングをするというのは基本なので、ぜひ積極的に大学、これから入ってくる学生のみならず、既存の学生などの重要なユーザーの意見を集めて、制度設計に生かしてください。

文科省さんとしても良いチャンスと思うので、この制度をどう戦略的に使いこなしていくかということを視点に、従来のやり方を超えた新しい制度設計を生み出すために引き続き取り組んでいただければと思います。

○大槻座長 文科省さん、いかがですか。コメント等があればお願いします。

○文部科学省（伊藤戦略官） ありがとうございます。

いろいろ御指導いただきまして、こういう形で新しい制度を我々としても思い切って導入をさせていただいて、これがどういう形で小さな点から大きな面に広がっていくのかということは、まさに我々の政策としての貴重な改正だと思っております。

もう一方で、まさに御指摘いただいたように、情報公開の徹底というのは大変大事なのですが、いろいろな情報があふれている中、ここで公開していますとか、変な話、このページとこのページとこのページとこのページの下位に行けばここで公開していますという話があったとしても、それまでたどり着いて、それを正しく判断するというのは、言うことはもちろん可能なのですけれども、難しい面もございますので、そこのところは我々も情報開示を義務としつつも、単に開示すればいいというのではなくて、どのような形でしっかり情報が伝わっていくかという視点もこれから大事にしなければいけないかと思っています。

今、御指摘いただいた点は、この制度だけではなくて、全体、これからの高等教育行政に関しても共通の点だと思っていますので、ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

本城委員、お願いします。

○本城委員 私は質問ということではなく、感想という形で受け止めていただければと思うのですけれども、学部の新設の場合は活用できるということで安心しましたが、新設の大学では5年間は難しいということは残念です。ミネルバ大学が出てきたとき、正直悔しさがあったのです。技術的にはそれほど高度な技術ではないけれども、仕組みとしてイノベーションが起きていますし、そこを制限するような規制がない状況の国から生まれてきたということで、これがもっともっと日本でもたくさん生まれてくることで、大学を目指す人たちも増えるし、留学生ももっともっと増えるのではないのでしょうか。留学生も含めて、大学で必死に学ぶような人たちが増えれば、日本という国の存在感も高まってくるかなと思いますので、新しいスタートを切りたいと思っている人たち、新規に参入したいと思っている人たちに本当にブレーキをかけないような制度であってほしいと思います。

感想なので、お答えは結構です。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

先ほど冒頭の辺りで中室委員から後でまたということでしたが、中室委員、今、お話しできますか。

○中室座長代理 ありがとうございます。

でも、その後の議論で私が言いたかったことは皆さんがカバーしてくださったので、十分かと思います。

ただ、本当に繰り返しになって恐縮なのですが、冒頭、座長がおっしゃいましたように、きちんと目標を定めて、予見可能性を高めて、申請の負担が重くならないようにしていただくことは大事なかなと思います。

先ほどお話があったように、審査者側はそれなりに大変かもしれませんがという話があったのですけれども、審査者側にもあまり負担がかからないようにすることも大事かと思ひまして、私も結構いろいろなところで審査員とかで呼ばれるのですけれども、日程調査は本当に大変だし、審査の書類を大量に読んでくださいみたいなものもすごく大変

だと思っております。なので、入口の規制ではなくて、出口のところの評価をする。今日、皆さんから何度もお話が出たのですけれども、そっちに切り替えていくことの重要性とか、そこはちゃんと認識合わせをしておきたいところだなと思っております。

もし、事後の評価でどのようにやるべきかというようなことで何か御相談がありましたら、我々もそういう研究をやっておりますので、御相談に乗れることもあるかと思っておりますので、またお声がけいただければと思います。

どうもありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、何かコメント等はございますでしょうか。

○文部科学省（伊藤戦略官） 中室委員、ありがとうございます。

本当に御指摘いただいているとおり、実は審査のほうも結構大変でございまして、自分たちがハードルを上げれば上げるほど審査のほうが大変になっていくという、自分の首を絞めることにもなっていくしますので、様々な競争的資金や大学の新しい取組、プロジェクトなどを文科省が支援する場合も、申請書の様式に大学側はあれも書きたい、これも書きたいという形で、もっともっと長くして、たくさん出させてくれということを我々のほうで抑えることも間々ありますので、その両方の視点で省略化とか、最小限の入り口のところのチェックをして、また事後のチェックでしっかり見ていくというようなシステム運用ができるように取り組んでまいりたいと思います。

事後の面でまた御相談をさせていただきたいことが出ましたら、御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。何かコメント、御質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、議論はここまでとさせていただきます。私のほうから締めをさせていただきます。と思います。

本日も活発な御議論をありがとうございました。

また、文科省さん、伊藤様をはじめ、御出席いただきまして、御対応ありがとうございました。

本日の議論については、再三皆さんからも御指摘いただいたとおり、そして文科省さんにもお話しいただいたとおり、教育のイノベーション、そして日本の大学の価値向上を図るための重要な一歩だと考えております。それを実現するためには、規制をするということではなくて、どうやってイノベーションを促していくかということのプロセスのところから開始しなければいけないということだと思います。それらの認識は我々は今日、共有できたかと思うのですけれども、今後具体的な制度設計を進めるに当たっては、幾つか今日ディスカッションに出た点として、改めてお互いの関係者が負担にならないように、コストを最小化するように、様々なユーザー、関係者、ステークホルダーの声を聞いて、建

設的に動かしていくこと。目標を含めて御検討いただきたいと思います。そして、やはり最初が肝心ということもありまして、文科省さんに積極的に動いていただくということで、様々申し上げましたけれども、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

これにつきましては、近々、ある程度具体化されたところで恐縮ですがもう一度改めて御報告をいただきたいと思います。

いずれにしましても、お互いに将来を見据えた形で制度を改善していきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、こちらで今日の議論は終了といたします。